

平塚市税務封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市(以下「市」という。)の税務部門が作成し、使用する封筒(以下「税務封筒」という。)の広告掲載について、平塚市広告掲載要綱(以下「広告掲載要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、税務封筒のうち次に掲げるものとする。

- (1) 市民税・県民税(普通徴収)納税通知書用封筒
- (2) 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書用封筒
- (3) 軽自動車税納税通知書用封筒

(広告の規格等)

第3条 広告の枠は、封筒の裏面の縦7.5センチメートル、横9センチメートルの並列に並ぶ2枠とし、広告の色は市長が定める単色とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、一つの広告枠について別表に掲げる価額を最低価額として、広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)が広告掲載の申し込み時に提示した希望する広告掲載料(以下「希望価額」という。)のうち、広告掲載を許可された者(以下「広告主」という。)が提示した価額とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、平塚市税務封筒広告掲載申込書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに対し、必要に応じて、資料の提出を求めることができる。

3 申込者は、広告枠の下段に、次に掲げる文章が表示されることを承諾しなければならない。「広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。(各広告スポンサーと平塚市役所とは直接関係ありません。)」

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、希望価額の高い者から順次広告主にしなければならない。

2 市長は、前項の選考に当たり、同順位の者が2人以上あったときは、次に掲げる者を優先して広告主に決定し、なお同順位の者があった場合にはくじ引きにより決定する。

- (1) 同一の種類の封筒について、二つの枠の広告掲載の申込みを行った者
- (2) 広告掲載要綱第4条に掲げる順位が上位の者

3 市長は、広告主を決定した場合には、平塚市税務封筒広告掲載申込みに対する結果通知書(第2号様式)により、広告主及び申込者に通知するものとする。

4 市長は、第9条の規定により広告掲載の決定を取り消された者がある場合には、前2項の規定に関わらず、決定を取り消された者に次ぐ順位の者(その者が広告主である場合は、その次の順位の者)を広告主とすることができる。この場合において、同順位の者が2人以上あったときは、第2項の例により広告主を決定するものとする。

5 第3項の規定は、前項の規定により広告主を決定した場合に準用する。

6 第3条の規定に関わらず、同一の種類の封筒の並列する二つの枠の広告主が同一の者であるときは、広告主の申出を受けて市長が承諾した場合には、二つの枠の面積を合わせて一つの枠とした広告を掲載することができる。この場合においては、既に届け出ている広告デザインを変更することができる。

(広告掲載条件)

第7条 広告掲載封筒に広告を掲載できる者及び広告の内容は、広告掲載要綱第2条の各号、平塚市広告掲載基準第2条及び第3条の各号並びに次の各号のいずれにも該当しないものでなけ

ればならない。

(1) 広告の表現が、閲覧者に市の事業であるかのように混同させるおそれ又は市が推薦していると錯誤させるおそれがあるもの

(2) 納税通知書等の送付用封筒に掲載する広告としてふさわしくないもの
(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、第3条に規定する規格により広告原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、提出のあった広告原稿が、平塚市税務封筒に掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告掲載要綱第11条各号に該当する場合のほか、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出をしなかったとき。

(2) 自己の都合により、決定した広告掲載を取りやめたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市税務封筒広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、税務封筒の広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

別表(第4条関係)

封 筒 の 種 類	広 告 掲 載 料 最 低 価 額 (消費税及び地方消費税を含む。)
市民税・県民税(普通徴収)納税通知書用	50,000円
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書用	70,000円
軽自動車税納税通知書用	40,000円

平塚市税務封筒広告掲載申込書


<p>(提出先) 平塚市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地.....</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名.....</p> <p style="text-align: center;">電 話.....(.....)</p> <p style="text-align: center;">F A X.....(.....)</p> <p style="text-align: center;">(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)</p> <p>平塚市税務封筒への広告掲載について、次のとおり申し込みます。</p>	<p>年 月 日</p>						
<p>法人その他の団体の概要</p>							
<p>広 告 の 内 容 (広告デザイン案を記入)</p>							
<p>広告の掲載を希望する封筒の種類及び掲載する枚数</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">用封筒</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1 枚</td> <td style="text-align: right;">2 枚</td> </tr> </table>	用封筒		1 枚	2 枚		
用封筒							
1 枚	2 枚						
<p>希 望 価 額 (一つの枚について)</p>	<p>_____ 円 × ____ (枚数)</p> <p>(消費税及び地方消費税を含む。)</p>						
<p>申 込 者 連 絡 先 (名刺の添付でも可)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当部署・^{ふりがな}氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	担当部署・ ^{ふりがな} 氏名		電 話 番 号	()	電子メールアドレス	
担当部署・ ^{ふりがな} 氏名							
電 話 番 号	()						
電子メールアドレス							

申込みにあたっては、平塚市の税務封筒の広告に関する諸規定の内容を遵守します。
平塚市税の滞納はありません。
平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

平塚市税務封筒広告掲載申込みに対する結果通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長 氏名 

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載します 原稿は 年 月 日までに提出してください。
	掲載しません 【理由】 選考順位が下位のため。
広告を掲載する封筒の種類及び掲載する枚数	用封筒 1 枚 2 枚
広告掲載料 (一つの枠について)	円(消費税及び地方消費税を含む。) 同封の納付書により、期限までに指定の場所でお支払いください。
納付期限	年 月 日 期限までに納付がない場合には、広告掲載の決定を取消します。

平塚市税務封筒広告掲載取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長

氏名



次のとおり決定しましたので通知します。

取消区分	掲載料が未納 広告原稿が未提出 広告主又は広告内容が不適當 その他
	理由
取消年月日	年 月 日
掲載料	返還なし 返還あり 円

返還がある場合は、平塚市税務封筒広告掲載料返還請求書を提出してください。